

第4章 卒業後の生活への円滑な移行

子供たちが主体的に社会に参画し、変化していく社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくためには、一人一人の障害の状態等に
応じたキャリア発達を支援していくことが必要です。それぞれが学校卒業後の生
活の可能性を広げていけるよう、地域の医療、福祉、労働等の関係機関との連携
によって、幼稚部や小学部段階という早期から高等部段階まで、系統的なキャ
リア教育を推進していくことが望まれます。

また、学校卒業後も地域の一員として豊かな人生を送り、生涯を通じて教育や
文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう支援していくことが重
要です。

I 大学等の高等教育機関との連携

現状

独立行政法人日本学生支援機構の修学支援に関する実態調査（2022年5月1日現在）によると、全国の大学、短期大学及び高等専門学校に、障害のある学生¹が49,672人（全学生数の1.53%）在籍し、障害のある学生が在籍する学校数は970校（全学校数1,174校の82.6%）と報告されており、ともに増加しています。

課題

- 障害のある生徒や保護者に、大学等の情報が適切に行き届いていない状況があり、高等学校・特別支援学校と大学等の連携に課題があります。
 - ・大学等のバリアフリー環境（エレベーター、スロープの設置の有無等）
 - ・障害のある学生への支援体制（ノートテイク²、点字翻訳の有無等）
 - ・受験時の配慮の有無

- 障害のある生徒が、大学等に対し、必要とする支援について伝える力を伸ばすことが求められます。

- 障害のある生徒とその家族が、進学や将来について考えることができるよう、適切な助言を受けながら相談できる場が必要です。

推進方策

- (1) 大学等と連携し、入試において障害のある生徒を対象に特別な配慮を行っている大学等やバリアフリー対応している大学等の情報を発信するとともに、進学後の支援が円滑に行われるよう努めます。

* あいちの学校連携ネット³の内容の充実を図り、活用を促進します。

¹ 障害のある学生：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生。

² ノートテイク：授業や講義等において、支援者（ノートテイカー）が難聴学生の耳の代わりになり、講義内容や友達の発言を筆記により同時通訳する。主に、手書きとパソコンを活用する二つの方法がある。

³ あいちの学校連携ネット：県内全ての大学と、高等学校・特別支援学校・公立小中学校を所管する市町村教育委員会の情報を掲載し、双方の連携した取組の実施につなげていくことを目的として2012年3月に開設したサイト。 <https://gakkourenkei.aichi-c.ed.jp>

- * 入学前に、大学等と特別支援学校が移行支援計画⁴を活用した連携を図るとともに、大学等からの要請に応じて、入学後も障害のある学生の修学サポートについて協力します。
 - * 県立高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の支援情報について、生徒や保護者と相談のうえ、大学等に引き継ぐ方法を検討します。
- (2) 大学等へ生徒を進学させた実績のある特別支援学校の担当者が中心となり、進路指導主事の会議等において、各学校の効果的な取組や進学時の課題について協議する場を設定します。
- (3) 特別支援学校の在校生や保護者に対して、大学等で活躍している卒業生の情報を発信することにより、生徒が進路や将来のことを考える機会を増やしていきます。
- (4) 合理的配慮に関する合意形成が図られた事例について、県内の大学等のウェブページで紹介されるよう依頼していきます。



「総合的な学習の時間」の授業場面

⁴ 移行支援計画：特別支援学校高等部在学中から卒業後の大学等や社会参加への移行を円滑に行うための支援計画。

II 関係機関と連携した就労支援

I キャリア教育の充実

これまでの取組

県では、「キャリア教育・就労支援推進委員会」を年2回開催し、特別支援学校と労働・福祉等の関係機関が、キャリア教育及び就労支援策の検証や検討を行っています。

特別支援学校では、「キャリア教育推進事業」において、企業等の見学や就労体験を行うことで、社会的・職業的自立に向けて必要となる基本的な知識・技能・態度の向上を図っています。また、「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用した就労体験を行うことで、生徒の就職への意識を高めています。

また、高等部生徒の卒業後の自立と社会参加に向けた適切な支援・指導をさらに充実し、様々な業種に対応できる生徒の育成を図るため、全ての知的障害特別支援学校高等部に職業コースを設置してきました。

課題

- 社会状況の変化に応じて、より多くの児童生徒が早い段階から働くことへの興味・関心を高め、卒業後の生活の可能性を広げられるよう、「キャリア教育推進事業」における「ふれあい発見推進事業」や「チャレンジ体験推進事業」を通じて、キャリア教育のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- 知的障害特別支援学校高等部の職業コースにおいては、地元企業と連携し、学びながら仕事への実践的な知識や経験を養うデュアルシステム型実習を行っていますが、受入企業の確保には地域差があり、今後の在り方について検討する必要があります。
- 作業学習では、長らくものづくりを中心とした作業を実施してきましたが、社会の変化により、喫茶サービスや清掃、パソコン入力等、作業の内容も多様化していることから、社会のニーズに合わせた学習内容の見直しが望まれます。
- 農福連携に取り組んでいる農業経営体や福祉事業所が年々増加しており、学校教育の段階においても、早期から取組の充実を図ることが重要です。
- 中学校や高等学校の卒業後に、生徒が適切な福祉サービスを受けられるよう配慮することが必要です。

推進方策

- (1) 「障害のある生徒の就労支援のための映像コンテンツ（動画）」や「就労支援のためのリーフレット」の活用事例の蓄積、愛知県教育委員会のウェブページへの映像の掲載等により、障害のある生徒の職業教育の充実及び企業等に対する啓発をさらに推進します。

- * 就労アドバイザー¹や特別支援学校の担当者が、生徒の障害の実態に応じた新たな実習先や就労先の開拓に当たって、映像コンテンツやリーフレットを活用し、障害のある生徒の職域の拡大に努めます。
 - * 重度の身体障害や病弱の生徒の在宅就労に向けて、映像コンテンツを活用し、実習先や就労先の開拓につながるよう企業への啓発を図ります。
 - * 小中学校や高等学校のキャリア教育においても活用できるよう、就労アドバイザーによる情報発信に努めます。
- (2) 知的障害特別支援学校高等部の職業コースにおける、地域企業と連携したデュアルシステム型実習の在り方について、関係機関や就労アドバイザー、職業コース設置校等が協議し、受入企業の拡大や実習内容の充実に向けた取組を進めます。
- (3) 特別支援学校での作業学習について、社会のニーズに応じたカリキュラムや職業技能検定の開発などを、企業や県関係部局と連携しながら進めます。また、専門的な知識や技術を有する外部人材の活用を進めます。 **新規**
- (4) 特別支援学校における「キャリア教育推進事業」のねらいや内容を見直すとともに、農福連携の視点も含めた地域の福祉施設や企業等とのさらなる連携を図り、小学部段階での見学や中学部段階での体験実習の拡充など、早期からの系統的な取組の充実を図ります。
- (5) 中学校の特別支援学級の生徒が将来の就労に向けたイメージを持てるよう、中学校の特別支援学級を担当する教員を対象とする、特別な支援を必要とする生徒に対するキャリア教育についての研修会を実施し、中学校教員の専門性の向上を図ります。
- (6) 中学校や高等学校において、特別な支援を必要とする生徒やその保護者に対し、卒業後に適切な福祉サービスが受けられるようにするための情報提供を行います。 **新規**

¹ 就労アドバイザー：障害特性を十分に把握し、学校・企業・関係機関に適切な情報提供や助言を行うことができる校長等の教員OBを就労アドバイザーとして配置。就労先・実習先の開拓、進路指導主事や関係機関との協力連携、職場定着支援等を行う。

2 就労先の拡大

これまでの取組

特別支援学校全体における就職率を上げるために、2015年度から就労アドバイザーを配置し、学校と企業や関係機関との連携強化、実習先・就労先の開拓、学校・企業・関係機関への助言等を行っています。

2022年度までに段階的に増員を図り、5校の拠点校に各1人を配置し、職場開拓の拡大及び関係機関との連携強化に加えて、包括連携協定を締結した民間企業¹と連携したテレワークによる実習や、新たな業種、就労先の開拓を進めています。

<就労アドバイザー訪問実績> (単位：箇所)

年度	訪問先		
	企業等	関係機関	計
2018年度	296	87	383
2019年度	414	375	789
2020年度	372	406	778
2021年度	395	297	692
2022年度	429	336	765

企業等：企業、就労継続支援A型事業所²

関係機関：就労継続支援B型事業所³

就労移行支援事業所⁴

障害者福祉施設、ハローワーク

障害者職業センター

障害者就業・生活支援センター

就労アドバイザーが複数の店舗を有する企業との実習等に関する調整を行うことで、各学校における情報共有や生徒の受入れに向けた手続きを円滑に進めることができ、実習先の拡大につながりました。

また、2022年度から「愛知県立特別支援学校就労促進アンバサダー⁵」を任命し、教育委員会や学校が行う就労に向けた取組を企業等に向けて発信するとともに、就労アドバイザーとの連携を図っています。

- 1 包括連携協定を締結した民間企業：愛知県教育委員会では、障害のある生徒の将来にとって有効な働き方の一つであるテレワークによる在宅就労を促進するため、テレワークに関する豊富なノウハウを有する民間企業と2021年度に「連携・協力に関する包括協定」を締結した。
- 2 就労継続支援A型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- 3 就労継続支援B型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- 4 就労移行支援事業所：就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。
- 5 愛知県立特別支援学校就労促進アンバサダー：特別支援学校の幼児児童生徒のキャリア教育及び就労について、県教育委員会が実施する施策に対する提案やテレワークによる就労支援、就労に向けた広報等を行う。

課題

- 全ての障害種に応じた就労先の拡大を図るためには、雇用する企業の障害への理解が不可欠です。企業の採用担当者が、生徒の障害の状況や必要なサポート等を具体的に把握し、障害の特性に応じた働き方をイメージできるようにしていくことが必要です。
- 生徒の就労支援のため、就労促進アンバサダーや県と包括連携協定を締結した民間企業等が就労アドバイザーと連携することで、継続的な雇用や実習先・就労先の拡大・充実を図っていく必要があります。
- 全ての障害種の特性に応じた就労支援を強化するとともに、長く働き続けるための職場定着支援の充実を図るためには、地域や企業のニーズに対応できるよう、就労アドバイザーの増員や適切な配置、効果的な活用をさらに進めることが必要です。
- 障害者雇用制度における法定雇用率の引上げ等により、障害者を受け入れる企業や障害者雇用に関心のある企業が増えてきているため、就労アドバイザーが企業での実習に向けた調整業務等を円滑に行うことができるしくみ作りと就労アドバイザーの増員が必要です。
- 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用した就労体験については、生徒の就労への意識を高めるよい機会となっていますが、全ての障害種の生徒が参加して、就職を視野に入れた就労体験ができるようにすることが必要です。

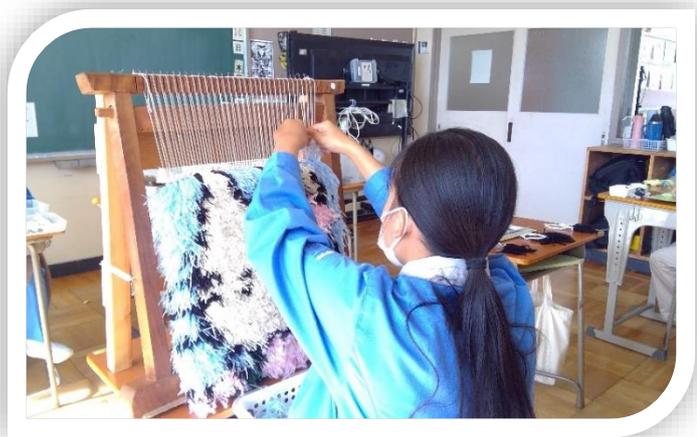
推進方策

- (1) ハローワークを通して多くの企業に働きかけ、企業向けの学校見学会を開催することにより、特別支援学校の実態や生徒が必要とする支援等について具体的に伝え、障害の特性に応じた就労につなげます。
- (2) 就労促進アンバサダーや県と包括連携協定を締結した民間企業等が、開拓した企業の情報を就労アドバイザーに伝えることで、就労先のさらなる拡大を図ります。
- (3) 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用して、全ての障害種の生徒が就職を視野に入れた就労体験ができるよう、関係部局に働きかけていきます。
- (4) 地域や企業のニーズに対応するため、知的障害だけでなく、全ての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着支援の充実を図るとともに、就労アドバイザーの地域ごとの適切な配置に努めます。

- (5) 複数の店舗を有する企業との実習等に関する調整業務について、就労アドバイザーを中心としたシステム化を図ります。また、受入れを希望する企業の増加や全ての障害種への対応のため、就労アドバイザーの増員に努めます。
- (6) 愛知労働局が主催する、企業と生徒のマッチングを図る催し等を活用して、各学校において生徒の就労に向けた取組を進めることができるよう、企業と学校をつないでいきます。

第2部

第4章 卒業後の生活への円滑な移行 第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開



「作業学習（結び織り）」の授業場面

Ⅲ 生涯にわたりいきいきと輝く特別支援教育

Ⅰ 特別支援教育の生涯学習化

現状

障害のある人々が、学校卒業後も生涯を通じて教育やスポーツ・文化などに親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。

障害の有無にかかわらず、一人一人が生涯にわたる学びを通じてその能力の維持向上を図り、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かしつつ共に生きることのできる「共生社会」の実現を目指し、社会活動への参加支援や、障害者のスポーツ・文化芸術活動の振興等に取り組んでいます。

課題

- 特別支援学校学習指導要領では、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら必要な資質・能力を着実に育成することが求められています。各教科等の教育活動全体を通じて生涯にわたって学ぶ意欲を高めるとともに、地域の社会施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動を推進する必要があります。
- 障害者の社会活動への参加を推進するため、生涯を通じて多様なスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるように配慮することが重要です。
- 障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら生涯を通じて学び続けられるよう、障害者の生涯学習の機会を整備・充実することが必要です。

推進方策

(1) 生涯を通じて様々な教育の機会が得られるよう支援します。

- * 生涯学習情報システム「学びネットあいち」¹を通じて生涯学習に関する情報を提供し、社会生活を充実させるための情報収集・活用能力を育てます。
- * 社会で活躍している卒業生を取り上げ、生涯学習への意欲を高めます。

(2) オリンピック・パラリンピックや愛知県内で行われる各種大会等を契機としたスポーツの盛り上がりを活用し、児童生徒のスポーツへの関心を高める取組を進めます。

¹ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」：生涯学習情報を総合的に提供するシステム。動画などの学習教材も提供している。 ウェブサイト <https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

- * 2024年のパリオリンピック・パラリンピックや、2026年の第5回アジアパラ競技大会の開催を契機として、特別支援学校におけるスポーツ活動のより一層の充実を図ります。
 - * ボッチャの大会など障害のある幼児児童生徒が参加できる取組について周知し、スポーツ体験の機会を増やします。
- (3) 文化芸術に早期から触れることができるよう、特別支援学校における文化芸術の鑑賞・体験機会のより一層の充実を図り、幼児児童生徒の文化芸術に対する関心を高める取組を進めます。
- * 幼稚園・保育所等、小中学校及び高等学校と特別支援学校との作品交流や、地域の作品展・展示会における鑑賞や出展等を通して、幼児児童生徒が文化芸術活動に参加したり、接したりする機会を増やします。
 - * 文化施設における視覚障害者や聴覚障害者に対するバリアフリーの情報保障、公演等の動画配信や美術作品オンライン鑑賞会等について周知し、文化芸術に接する機会を増やします。
- (4) 卒業後の学びの機会を創出するため、市町村と連携し、教育、文化、スポーツなどの資源を活用した学習支援のあり方を検討します。新規
- (5) 愛知県生涯学習推進センターを中心に、障害者の生涯学習を支える人材の育成を図るとともに、市町村での取組を支援します。新規

2 障害のある教職員が働きやすい環境づくり

現状

障害のある生徒の卒業後の就労先として、学校や教育委員会などの教育機関で働くことができる環境を整えることが重要です。障害者が働きやすい環境は、誰もが働きやすい環境でもあります。

障害者雇用率制度における都道府県等の教育委員会の法定雇用率は、2.5%（2021年3月1日から）となっていますが、愛知県教育委員会の障害者雇用率は、2023年6月1日現在、1.6%にとどまっています。

障害者雇用率を上げる方策として、次のような取組を進めています。

(1) 教員採用選考試験の障害者選考

教員採用選考試験において、障害者大学推薦選考や障害者選考を実施しています。

また、実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験においても、障害者選考を行っています。

<教員採用選考試験の障害者選考>

	取組内容	募集人員	2020年度採用		2023年度採用	
			志願者	合格者 (採用)	志願者	合格者 (採用)
正規教員	2020年度採用から 障害者枠新設	30人程度	22人	9人 (7人)	25人	7人 (6人)
常勤講師	2019年度任用から 障害者を公募	15人程度	1人	0人	3人	0人

(2) 校務補助員の採用

2020年度から、県立学校において、データ入力や資料印刷など、教職員の校務を補助するため、障害者を対象とした校務補助員の採用を進めています。校務補助員の中には、特別支援学校の卒業生も多く採用されています。

また、2022年度からは、公立小中学校においても、同様に、校務補助員の採用が始まりました。

課題

- 障害のある生徒の卒業後の就労先の一つとなる学校が、幼児児童生徒にとって学びやすいだけでなく、教職員にとって働きやすいかどうかという視点からも見直し、環境を整えていくことが必要です。
- 障害のある教職員に対して情報保障を行うための代替手段を整える必要があります。

推進方策

障害のある教職員を対象とする、働きやすさに関する調査を実施し、調査結果を踏まえて労働環境の改善を図ります。新規

- * 聴覚障害のある教職員への合理的配慮として、研修や会議における手話通訳など、引き続き情報保障が十分に図られるよう努めます。
- * 視覚障害のある教職員への合理的配慮として、パソコンで行う業務はスクリーンリーダーを使用できるようにし、対応できていないシステムについては改善を図ります。
- * 様々な障害のある教職員にとって働きやすい労働環境となるよう、支援の充実を図ります。新規



「工業（販売）」の実習場面